

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和元年度（2019年度）第4回（定例会）

署名人 喜屋武 裕江
教育長 田 端 一 正

開催日時 令和元年（2019年）5月21日（火）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時50分

開催場所 那覇市役所7階 701A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部長

（総務課）仲程直毅課長、平良美夏副参事、赤嶺明日香主幹、平良俊弥主査、平安真希子主査

（施設課）當間弘課長、比嘉正人主幹、平良真哉主幹、山田義海主査

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

（教育研究所）平安山敏和所長、真境名元作主幹、金城里子指導主事

（学務課）森田勝課長、仲宗根司主幹、田盛善宏主査

議事日程 ※日程2～4は非公開案件に該当。ただし、日程2～4の会議録は議会への議案提出後に公開。

- 1 議案7号 那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱及び任命について【教育研究所】
- 2 報告1 市長の専決処分（学校事故）の議会報告について【施設課】
- 3 報告2 市長の専決処分（学校事故）の議会報告について【施設課】
- 4 報告3 市長の専決処分（車両事故）の議会報告について【学務課】
- 5 議案8号 教育事務点検評価対象事務事業の抽出について【総務課】

会議録作成（総務課）平安真希子主査

田端教育長 令和元年度第4回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日は議案2件、報告3件となっています。本日の会議録署名は喜屋武委員にお願いしたいと思います。それでは、議案第7号「那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 議案第7号「那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱及び任命について」、那覇市立教育研究所運営審議会委員を別紙のとおり委嘱及び任命する。令和元年5月21日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市立教育研究所運営審議会委員の任期満了により、那覇市立教育研究所運営審議会規則第3条及び第4条の規定に基づき、この案を提出する。詳細につきましては、教育研究所の方からご説明を申し上げます。

田端教育長 平安山所長、お願いします。

平安山所長 資料の1ページをご覧ください。那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱について、平良京子氏が第1期の任期満了となりますので、那覇市立教育研究所運営審議会規則第3条第2項第3号に基づき、その他の委員として、令和元年6月10日から令和3年6月9日までの期間、再委嘱をしたいと思います。次に、同規則第3条第2項第2号に基づき、教育職員として、那覇市立大道小学校の大城美千代氏、那覇市立城南小学校の神谷貴子氏、那覇市立城北中学校の望月雄紀氏、以上3人の令和元年6月10日から令和3年6月9日までの期間、新たに任命したいと考えております。任期満了の委員の氏名と委員名簿案については、2ページをご参照ください。なお、今回より委員を1名増やし、合計7人の委員数を予定しています。ご審議よろしく願いいたします。

田端教育長 ありがとうございます。この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 教えていただきたいんですけど、教育研究所運営審議会委員の役割等を教えていただきたいと思います。

田端教育長 平安山所長、お願いします。

平安山所長 運営審議会は、年間1回、年度当初に開催します。その時に前年度の教育研究所の成果について教育研究所の方から説明申し上げます。それについて、ご意見をいただきまして、そのご意見を活かして今年度の改善、次年度の改善に役立てるものであります。主に教育研究所は、経年研修を含めた教職員の資質向上に関わる部分と、学校現場のICT機器の充実に関わる部分で主な業務がありますので、その件について報告し、ご意見をいただけるということについて、委員の皆さんにお願いをしております。

喜屋武委員 ありがとうございます。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは議案第7号「那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱及び任命について」は議案のと

おり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第7号「那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱及び任命について」は議決いたしました。次に、報告1、報告2、報告3に関しては、議会への提案前の案件のため、非公開とすることが適当であると思われます。なお、会議については非公開で行いますが、この会議の会議録については、那覇市議会へ議案を提出後に公開したいと思いますが、その可否について、委員の議決を諮りたいと思います。報告1、報告2、報告3について、非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

田端教育長 報告1と報告2は、いずれも「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」となっております。関連しますので一括して説明をお願いします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 報告1「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」、市長の専決処分（学校事故）の議会報告について、別紙のとおり報告する。令和元年5月21日提出。教育長 田端 一正。報告理由 市長の専決処分事項の指定について（平成12年3月24日議決）により専決処分した学校事故に関し、地方自治法第180条第2項の規定に基づき市議会に報告するので、この件を報告いたします。報告2も同じ内容でございます。詳細については、施設課より説明いたします。

田端教育長 當間施設課長、お願いします。

當間課長 施設課の當間です。よろしくお願いいたします。それでは2ページを開いていただきたいのですが、専決処分書になっております。相手方が浦添市港川在の法人になっております。賠償額が125万8,946円となっております。続いて3ページは報告理由説明でございます。読み上げたいと思います。平成30年9月28日午前11時30分頃、仲井真小学校敷地内のナンヨウスギが強風にあおられ倒木し、その際、同小学校隣接地の自動車販売会社で保管されていた車両及びフェンスを破損する事故がございました。過失割合は那覇市が100%で、損害賠償額は125万8,946円となっております。損害賠償金にあたっては、本市が加入している全国市長会学校災害賠償補償保険が適用されます。なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により、平成12年3月24日付で市長の専決処分事項として設定された損害賠償額の決定及び和解の事項として、令和元年〇月〇日に当該事項の専決処分を行ったので、同条2項の規定により報告するものです。続きまして、4ページが示談書になっております。5ページが仲井真小学校の配置図になっていまして、

左下の方に矢印で示された箇所が事故が発生した場所になっています。続いて6ページが被害状況一覧表になっております。これは報告1、2の案件をまとめたの一覧表になっておりまして、1番は報告2のものになります。2番と3番は報告1、それからフェンスも報告1で、損害賠償額という欄がありますが、1番がA社で報告1の125万8,946円と、それから2番が報告2でB社21万9,170円となっています。続きまして、7ページは事故発生時の状況写真になっております。フロント部分に枝があたり傷ができた写真ということで掲載しております。次の8ページの方も車両2台の傷の写真です。それから9ページは、A社の敷地沿いに設置されたフェンスが破損した写真になっております。報告2は同じ日時、場所で発生したことで、報告1については車両1台の事故になっています。倒木したナンヨウスギにつきましては、根元の方が白蟻被害を受けておりまして、台風前の強風で耐えられずに倒木したものであります。今回の事故で車両の7台と、それからフェンスが破損しておりまして、所有者が6名です。法人が3社、それから個人が3名おられまして、6件のうちの今回2件の専決処分を報告するものであります。残りの4件につきましては、今、交渉中でありまして、6月定例会での追加議案、あるいは次回の議会での報告を見込んでいるところでございます。以上で説明を終わりたいと思います。

田端教育長 ありがとうございます。では、この件について、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 ナンヨウスギが倒れて傷つけたということですが、ナンヨウスギは強風に非常に弱くて倒れやすいですね。高木でありますし。よく台風などで倒れているのはナンヨウスギが多いですけれどもね。今、現在どうなっていますか。

當間課長 現在、調査したところ全部で49本ありました。その時点で、職員で手分けして目視と打診で確認し、中に白蟻がいないか、傷んでいないかどうか確認したところ、その時点では不具合があるような樹木はなかったんですが、今回、ちょっと専門の業者の方に高木の方から10本抽出して、間もなく調査に入る予定です。残りについても、その状況を踏まえて検討したいと思っています。

本仲委員 ナンヨウスギは住宅の隣接地には、非常に適さないと思うんですよね。風に弱いんですね。だからこういうのも考えられるのかなと感じがしますね。だから今後、この植栽に関しては、気を付けたほうが良いかも知れませんね。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。ちなみに、残りの3本については、もう伐採は終わっております。この場所については無いということでもあります。

本仲委員 非常に伸びるのは早いんですけども、もろいんですね。ナンヨウスギはちょっとした風でも倒れる、ポキッと途中から折れるんですね。

當間課長 植栽の方も専門家に確認しながら、対応を考えていきたいと思います。

田端教育長 では、今、調査するということでもありますので、調査を受けて不具合等があれば早

目に手を打つという形でお願いしたいと思います。ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、ほかにご意見がないということでありますので、報告1と報告2の「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」は、ここで終了いたします。

では、報告3「市長の専決処分（車両事故）の議会報告について」の説明をお願いいたします。奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長

報告3「市長の専決処分（車両事故）の議会報告について」、市長の専決処分（車両事故）の議会報告について、別紙のとおり報告する。令和元年5月21日提出。教育長 田端 一正。報告理由 市長の専決処分事項の指定について（平成12年3月24日議決）により専決処分した車両事故に関し、地方自治法第180条第2項の規定に基づき市議会（6月定例会）に報告するので、この件を報告する。詳細は学務課の方から説明いたします。

田端教育長

森田学務課長、お願いします。

森田課長

はいさい、学務課森田です。よろしくお願いします。資料の2枚目をご覧ください。こちらの方は、6月7日開催予定の市議会への市長からの報告のかがみとなっております。3枚目をご覧ください。3枚目は議会への報告理由ということで、こちらの方につきましては、市長が専決をした後に報告する形をとっているんですが、現在、まだ専決が終わっていませんので、日付が空欄となっております。それでは、読み上げてご説明したいと思います。専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。平成30年12月25日午前9時55分頃、那覇市若狭1丁目13番と14番の間の市道を走行中の上山中学校の公用車が、シティリゾートホテルフェリーチェ前の信号機のない交差点に直進して侵入した際、交差する市道の右側から対馬丸記念館向け直進してきた車両と衝突する車両事故がありました。この事故は、公用車が交差点に進入した際、右側から向かってきた車両の左側ドアに衝突し、その後、相手車両が公用車を避けるため、ハンドルを右に切ったところ、前方にある電柱に右側前方を衝突したものであります。本件に係る物件損害について、過失割合は那覇市が90%、相手方が10%、本市が負担する賠償金額は82万4,304円で和解しており、当該賠償金額につきましては、本市が加入している公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険が適用されることとなっております。なお、本件は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により平成12年3月24日付けで市長の専決処分事項として指定された損害賠償の額の決定及び和解の事項として、令和元年5月〇日に当該事項の専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告をするものです。次のページが、その専決処分の内容になっています。後、資料を添付しております。以上、ご説明を終わります。

田端教育長

4ページと5ページが地図となっております。この件について、ご質問、ご意見があ

りましたらお願いいたします。はい、本仲委員、お願いします。

本仲委員 共済会の保険というのは、すぐ申請すればおりのものですか。

田端教育長 説明してください。田盛主査、どうぞ。

田盛主査 こちら、2 ページの方に書いてありますけれども、本市が加入している公益社団法人全国市有物件災害共済会が相手方の保険会社と交渉いたしまして、それで示談の内容が整って、この専決処分書をもって示談成立となりましたら、それから支払いという形になります。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありますか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 3 ページ(2) 本件事故のうち人身損害に係る損害賠償は別途支払うとあるが、人身損害はあったんですか。

田端教育長 森田学務課長、どうぞ。

森田課長 相手方は怪我をしております。そのことについて、ご説明したいと思います。本件事項の人身損害について、双方とも運転者以外の同乗者はいませんでした。相手方の病院での診断は右肩打撲及び左手擦り傷でした。通院期間は3日間、去年12月25日、26日、そして1月8日です。現在は、右手親指の付け根が痛いということなのですが、通院はしていなくて、市販の湿布薬で治療をしているという状況になっております。

本仲委員 湿布薬の代金が出るのか。

森田課長 一応、治療費ということで、この人身損害についての保険での検討ということで調整事項となっております。今回は車両についての共済金支払いの専決処分ですので、相手の車両が全損ということで、買い換えになっています。それについての損害金のお支払いということです。

田端教育長 今回は車両の専決処分ということになるわけですね。ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、ご意見がないということでありますので、報告3「市長の専決処分(車両事故)の議会報告について」は、ここで終了したいと思います。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きたいと思います。次に、議案第8号「教育事務点検評価対象事務事業の抽出について」を議題といたします。山内生涯学習部長、お願いいたします。

山内部長 議案第8号「教育事務点検評価対象事務事業の抽出について」、令和元年教育事務点検評価の対象事務事業について、別紙のとおり決定する。令和元年5月21日提出。教育長 田端 一正。提案理由 那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則第4条第1項の規定に基づき、点検評価の対象事務事業を決定する必要があるので、この案を提出する。詳細は総務課の方から説明いたします。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 それでは、2枚目のA3判資料をご覧ください。令和元年度教育事務点検評

価対象事務事業（案）となっております。今回、平成30年度の全事務事業の中から16件の事業を点検評価の対象事業として抽出しております。抽出理由をご説明する前に、評価制度について簡単にご説明いたします。資料1というのをご覧になってください。右上の方に資料1とあるA4判の資料です。四角い枠の中に、評価制度の根拠法令になっております地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定が記載してございます。その第1項におきまして、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないと規定されております。そして第2項におきましては、点検評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする規定されております。学識経験者の知見を活用する方法としましては、本市においては、5人の委員で構成する那覇市教育事務点検評価委員会を設置して外部評価を行っているところでございます。点検評価の目的、評価の方法、評価の流れについては、以下の方に記載がございましたので、後ほどご確認をお願いします。それでは、続きまして、抽出理由等について、担当の平安主査から説明いたします。A3判の方にお戻りください。

田端教育長

平安主査、お願いします。

平安主査

よろしくお願いします。表の確認ですが、施策の方は第5次総合計画の体系の中から1つ以上抽出しております。事業名、主管課、抽出理由、過去抽出とあります。過去抽出のところは、過去3年間に外部評価を受けた事業を黒丸で表記してございます。順番に説明したいと思います。1番「特別支援教室充実事業」、抽出理由、平成30年度の主な取り組みとして、通常のヘルパーに加えて、特に個別の支援が必要な園児が在園する園へ幼稚園教諭等の資格を有したヘルパーを派遣しております。限られたヘルパーのなかで、適正配置、研修体制等を引き続き検証したいと考えております。2番「小学校入学準備金支給事業」、平成30年度に新規に実施した事業です。保護者の経済的支援として効率性・有効性を検証したいと考えております。3番「子ども寄添支援員（スクールソーシャルワーカー）配置事業」、4番「自立支援教室（むぎほ学級）事業」、それぞれ教育相談課で所管しております。県内でも、全国的にも、子供の貧困対策事業は、社会的に関心が高い事業となっておりますので、引き続き、今後の事業の拡充や学校との連携が効果的に図られているか検証したいと思います。外部評価委員からも引き続き検証したいというご意見がございました。5番「就学支援委員会事業」は、特別支援教育を要する心身に障がいのある幼児・児童・生徒の就学先の判定や教育相談を行っている事業です。年々、申請者数は増加傾向にあり、慎重審議を行うため、委員の研修体制や限られた期間内で検査・面談・審議など、効果的な運営がなされているか検証したいと考えております。6番「小中一貫教育推進事業」は、昨年度の外部評価において、小学校における不登校児童の不登校率が低いた

め、児童生徒が不登校にならない学校づくりに取り組んでもらいたいとの提言がございました。本市の重要施策でもあり、継続して検証したいと考えております。申し訳ございません。不登校率ではなく、登校復帰率です。訂正いたします。7番「学校給食献立作成用パソコン導入事業」、新事業でございます。本事業は献立の作成や栄養計算、注文書、残量調査などの計算ソフトとパソコンを購入する事業となっております。学校給食は児童生徒の発達や食育の推進を図る上で重要な事業であるため、妥当性、有効性を検証したいと考えております。8番「情報教育研修事業」は現在、全ての小中学校の普通教室に電子黒板が整備されております。本事業による専門インストラクターの派遣は、教職員を支援するため重要度がますます増しています。効果的な運営がなされているか、引き続き検証したいと考えております。9番「学力向上に向けた調査研究事業」は、全国と比較できる学力調査を小学校2年生と4年生の国語と算数で実施している事業です。本事業の妥当性・効率性・有効性を検証したいと考えております。10番「学校施設耐震化事業」ですが、本事業の進捗状況は85%となっております。児童生徒の安全安心な教育環境の提供という観点から、今後もタイムスケジュールなど、進捗状況を確認する必要があるため引き続き検証したいと考えております。11番「青少年交流推進事業（津波避難ビル内）」は、青少年の交流居場所事業の特化する施設として平成28年度にオープンしております。平成29年度の外部評価で広報活動の強化や市内全域の青少年が気軽に利用できる体制づくりの取り組みの提言がございました。3年を経過して、効果的な活用がなされているのか検証したいと考えています。12番「公民館講座事業」は、協働のまちづくりの視点として「地域連携事業 子ども食堂食べっこ」、「学社連携事業 城西小学校3学年総合学習」を首里公民館で行っております。首里地域の団体と首里公民館が協働で、昨年の12月より子ども食堂を開設しています。また、学社連携事業として、城西小学校3年生に対し、琉舞・三線などのサークル活動を行っている講師が直接指導を行い、学びの成果を公民館祭りで発表している事業となっております。協働のまちづくりの視点に立った学習プログラムの充実に向けて、妥当性、有効性を検証したいと考えております。13番「公民館講座事業」も協働まちづくりの視点として、「成人講座 防災講座」を行っております。石嶺公民館で実施しています。今後、防災に限らず、学習プログラムを通じた地域住民との協働によるまちづくりの視点が重要となるため、妥当性、有効性、今後の展開を検証したいと思っております。14番「読み聞かせを通じた市民団体との協働活動」です。こちらは単独事業としての予算計上はありませんが、各図書館で活動しているおはなしボランティア団体が一堂に会し、「おはなしがいっぱい」という名称で年1回開催しています。今年で8回目を迎えるそうです。参加者の満足度や今後の活動の展開について、検証したいと考えております。15番「那覇市健康ウォーキング推進事業」は、平成30年度に障がい者やベビーカーが参

加できる奥武山ぐまーまーい2キロコースを新たに設定しております。平成29年度3,957人から4,428人と増加はしておりますが、当面の目標である大会参加者5,000人を目指し、新規参加者やリピーターの集客、満足度、イベント企画運営などを継続して検証したいと考えております。16番「なは若者人材育成支援事業」は昨年度の外部評価において、主に、成人式アワードの広報が弱いとの指摘がございました。教育事務点検評価委員より引き続き評価したいとの要望がありましたので、継続して検証したいと考えております。以上です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

田端教育長 ありがとうございました。この件について、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 質問ではないんですけど。5番の「就学支援委員会事業」は、前回の教育委員会会議で支援が行われているか、検証が必要だという話があったので、これで活かされるのではないかなと思ったので、素晴らしいというか、しっかり検討していただけたらなと思いました。よろしくお願いします。

田端教育長 ありがとうございます。更に検証していきたいと思います。ほかにありますでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 ちょっと確認したいんですけども。この間、10連休ありましたよね。その後、子ども達の登校渋りなんか見られませんでしたかね。そんな報告がなければ幸いなんだが。

田端教育長 奥間学校教育部長、どうぞ。

奥間部長 学校の方に確認はしていないんですけども、特に大きな報告はないです。今の所は。ただ、家出をしましたよということはありませんけれども。家からは出ているんですけども、学校には着いていないというものはありました。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。平良委員、どうぞ。

平良委員 7番「学校給食献立作成用パソコン導入事業」というものがあるんですけども、各調理場単位でこのパソコンを導入なのかということと、こういう献立作成とか、いろいろな情報が給食を担当する何ヶ所かで情報を共有できるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 システムについては、学校栄養士が基本的には使います。各調理場に全て導入されています。それから献立につきましては、各栄養士と学校であれば単独調理場の校長先生との相談等で、各調理場で献立は毎日基本的には違うと。こういう情報というのは、子ども達に1ヶ月分でしたかね、献立表を配ったり、学校のホームページに載せているという学校もあります。それから、それぞれの献立の共有につきましては、栄養士の集まりがあるようなんですね。そこで情報交換会をやっているようでござい

す。以上でございます。

平良委員 ありがとうございます。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 教えていただきたいのですが、毎年点検する事業とそうではない事業の違いと、もう一つは、抽出する数がある程度決まっているのか決まっていないのか、この2点を教えていただければと思います。

田端教育長 よろしいですか。仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 抽出する数が今回16事業ですが、大分前は20件とか、20数件とかあって、外部評価の委員が5人で1人あたりの数が少し多いかなという、普通に審査して難しいという実情もありまして、大体、現状では3つから4つ位が適当ではないかということ。数については、そういう理由になります。それから、連続して抽出されている事業がある中で、新規というのものもあるのですが、連続しているのは、担当から特に重要だと考えている継続している事業という意見、それから、審査した委員のメンバーからもうちょっと工夫が必要ではないかというようなことで、再度審査したいということがございまして、数年、大体長くて3年位ですかね、審査をすると。それが終わりましたら、新たに重要な案件が出てきたら入れ替えていくと。その15件の中で、そういうふうに行っているところです。

喜屋武委員 ありがとうございます。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第8号「教育事務点検評価対象事務事業の抽出について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第8号「教育事務点検評価対象事務事業の抽出について」は、議決いたしました。

以上を持ちまして、令和元年度第4回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。

案件の審議結果

議案第7号	那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱及び任命について	原案どおり可決
議案第8号	教育事務点検評価対象事務事業の抽出について	原案どおり可決